

令和4年 第9回農業委員会議事録

令和4年9月26日午前10時00分に第9回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

3 番 (小関 金也) 6 番 (石川富士太郎) 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- | | |
|-------|----------------------------|
| 報第13号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 議第25号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第26号 | 別段面積の例外の区域指定の申請について |
| 議第27号 | 非農地証明について |
| 議第28号 | 尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について |
| 議第29号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議第30号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について |

令和4年 第9回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和4年第9回通常総会を9月26日（月）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（岸事務局長）

おはようございます。一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願い申し上げます。

（朗 読）

（岸事務局長）

ご着席願います。3番 小関金也委員、6番 石川富士太郎委員より欠席する旨の連絡がありました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は17名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さんおはようございます。そろそろ皆さん稲刈りも始まっていると思いますけれども、農協さん等では早く刈るようにと言われている割には、刈取適期の話を聞きますと、ちょっと登熟が遅れているんじゃないかという話も聞こえてきますので、あまり無理せず、体に十分気を付けて、けがのないように稲刈りしてくださるようお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

（岸事務局長）

ありがとうございました。それでは、尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

（議 長）

これより令和4年第9回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、7番 笹原哲委員、8番 小松栄作委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をもって報告いたさせます。事務局長。

(岸事務局長)

命によりまして、事務処理報告をさせていただきます。総会日程次第書裏面をご覧ください。説明させていただきます。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第13号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてご報告いたします。議案書1頁をご覧ください。案件は1件であり、貸人、借人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、No.1は別人へ貸借予定で、今月集積計画での申請がなされております。以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第13号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

農地法第3条の規定による許可申請は2頁から3頁です。所有権移転についてご説明いたします。案件は2件です。No.1、No.2とも渡人は、受人側の要望によるものです。受人はNo.1、No.2とも経営規模拡大のための所有権移転です。No.1、No.2は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

次に賃貸借権の設定についてご説明いたします。案件は2件です。No.1の渡人は労力不足のため、No.2は受人側の要望のためのものであります。受人側は、全て経営規模拡大のための設定です。No.1、No.2とも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しく申し上げます。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第25号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第26号「別段面積の例外指定の申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

別段面積の例外指定の申請は4頁から6頁です。案件は1件です。農地に隣接する宅地を購入するものが併せて農地購入を可能とするため、申請するものです。5頁をご覧ください。場所は常盤地区細野地内です。市道と農免農道霧山線の交差点から農家レストラン蔵の方面に70mほど進んだ所です。6頁の字限図の黒線で囲み、斜線で強調した場所が該当の農地になります。今回、許可になりましたら来月総会に農地法第3条所有権移転の申請がなされる予定です。

以上で説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第26号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第27号「非農地証明について」を上程いたします。現地調査第4班主任、星川礼子委員の報告・説明を求めます。

(16番 星川礼子委員 報告・説明後、事務局より追加説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第27号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議第28号「尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」を上程いたします。現地調査第4班主任、星川礼子委員の報告・説明を求めます。

(16番 星川礼子委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。笹原委員。

(7番 笹原委員)

7番 笹原です。改良区から一言申し上げたいと思います。当地域は、徳良池新堰事業の受益地でございます。先週9月22日役員会を開きまして、慎重なる審議の結果、資材置場として使用すること、尾花沢事業地から除外するというので、改良区からは何ら問題はないとの役員会での意見になりましたので、私から報告させていただきます。

(議 長)

只今、土地改良区から説明がありました。他にございませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第28号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

尚、この案件については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、尾花沢市長に対し、通知いたします。

次に議第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第4班主任、星川礼子委員の報告・説明を求めます。

(16番 星川礼子委員 報告・説明後、事務局より追加説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第29号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第30号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第30号尾花沢市農用地利用集積計画について説明いたします。議案書29頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。今回申請のありました集積計画は、田の賃貸借2件と田の使用貸借2件です。申請地は、農振農用地区域内の土地で、面積が292aです。続いて、対象人数は、賃貸借設定が出し手2名、受け手2名、使用貸借設定が出し手2名、受け手1名、合計は出し手が4名、受け手が3名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3年から5年以上が1件で173a、10年以上が67aです。使用貸借設定は、6年から9年が2件で50aです。

それでは次に、下段に移りまして10a当たり借賃・対価ですが、田の賃貸借設定が2件で、物納が57kg、借賃が1万3千円です。

次頁は、個別状況です。ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議よろしく願いいたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第30号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和4年第9回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時31分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和4年9月26日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員

議事録署名委員
